

多摩市告示第361号

多摩市文化芸術方針検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和2年8月13日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市文化芸術方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市における文化芸術に関する活動を推進し、及びその振興を図るための方向性に関する基本的な事項を定める方針（以下「文化芸術方針」という。）を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるため、多摩市文化芸術方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多摩市における文化芸術に関する活動の現状、課題等の把握及び分析に関すること。
- (2) 文化芸術方針に定める事項及び内容並びにその形式の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術方針の策定に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者（以下「委員」という。）12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会設置要綱（平成31年多摩市告示第217号）附則第2項の規定による失効前の同要綱第3条に規定する委員であった者 5人以内
- (3) 多摩市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は多摩市内で文化、芸術等に資する活動の経験を有する者 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 委員会の会議は、原則として公開する。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらしと文化部文化・生涯学習推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。